加盟団体事務局 様

三原市体育協会 会長 池内 武志

令和7年度指導者・審判育成事業補助申請書(上半期4~9月分)の 提出について(依頼)

三原市体育協会の活動につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度も各加盟団体の組織強化を目的とした指導者・審判育成事業を、 裏面「事業要項」のとおり実施しています。

つきましては、上半期分(4~9月)について、対象となる研修会等に参加された団体は、期限までに事務局へ別紙「補助申請書」をご提出ください。

なお、ご不明な点がございましたら、事務局へご連絡ください。 よろしくお願いいたします。

## **提出期限** 令和7年11月14日(金) ※メール提出可

- ○提出書類
  - ①指導者·審判育成事業補助推薦書·申請書(別紙)
  - ②受講要項(受講日・受講料のわかるもの)
  - ③受講結果のわかるもの(資格の写し及び受講料領収書の写し) ※個人名で差し支えありません。

※提出期限までに受講結果が出ない場合には、資格取得の詳細について記載した、登録団体長からの理由書を添付してください。(様式は問わない)

※三原市体育協会のホームページにも、様式を掲載しています。 https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/45/108683.html

> 〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号 三原市教育委員会 スポーツ振興課内 三原市体育協会事務局 亀谷 TEL 0848-64-7219 FAX 0848-67-5912 E-mail: sports@city.mihara.hiroshima.jp

## 三原市体育協会 指導者·審判育成事業要項

#### (趣旨)

三原市体育協会の活性化及び加盟団体の組織強化を図り、各競技の普及促進を可能と する指導力を身につけることを目的とし、以て三原市のスポーツ振興に寄与する。

#### (事業概要)

- 指導者・審判育成等に係る予算は年160万円を上限とし、令和5年度から3ヶ年の事業とする。
- 加盟団体(協会,連盟等)に助成する上限額は別紙のとおりとする。
  - 1 均等割は各団体一律2万円とする。
  - 2 人数割は予算額から均等割額を減算し、その残額を全体の人数と各加盟団体人数 で割り振り、調整する。
  - 3 助成対象講習会は指導者資格、審判資格に加えて、技術・知識向上のための研修会 参加費も含むものとする。(更新のための研修及び更新費用は対象外とする)
  - 4 各競技の技術・知識向上のためのものではない、スポーツ全般の研修会については 対象外とする。
  - 5 助成対象については一人につき年一回とする。ただし、複数の加盟団体に所属する 者で、異なる加盟団体からの推薦(申請)があった場合についてはこの限りではない。
  - 6 助成対象は受講料及び旅費の実費とする。
  - 7 旅費は三原駅を起点として計算する。
  - 8 1件あたりの助成額(受講料+旅費)
    - (1) 5,000 円以下は全額
    - (2) 5,000 円を超える場合は 5,000 円+5,000 円を超える額の 1/2 とし, 上限を 10,000 円とする。
  - 9 単位は10円単位とし、端数は切り捨てる。

#### (提出書類)

- 1 登録団体の長からの推薦書(技術・知識向上のための研修会参加は申請書)
- 2 受講要項(受講日・受講料のわかるもの)
- 3 受講結果等のわかるもの(資格証の写し、受講料領収書、受講者名簿等)

### (支払い)

- 1 前期は9月末、後期は3月末までに開催された講習会等を対象とし、年2回に分けて、登録団体へ支払う。
- 2 締切期限に資格証の発行等が間に合わない場合には、資格証を確認後登録団体へ 支払う。

# 令和7年度三原市体育協会 指導者・審判育成事業補助( 推薦書 ・ 申請書 )

NO			開催日	会場	4 to # (III)	交通費		費用計 (円)	助成額 (円)	
	名前	研修会名等			場	参加費(円)	交通手段	交通費 (円)	(円)	(円)
1										Series of series of the series
2										
3										
4					2 0					
5				2 1000 20 1000 20 1000						
6										
			合 計						9 ' H	

上記の者を、三原市指導者・審判育成事業助成者として推薦します。

三原市体育協会会長 様

令和 年 月 日

団体名			x1
代表者名			
記入者名		2 T F	
連絡先			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	V CASE	7 1.7	